

徳島県病院局管理規程第四号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

八 災害応急業務等手当

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（災害応急業務等手当）

第十二条の三 災害応急業務等手当は、職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において行う災害応急対策に係る業務のうち、管理者が定める業務に従事したときに支給する。

2 災害応急業務等手当の額は、業務に従事した日一日につき千八百円とする。

3 前項の規定にかかわらず、第一項に掲げる業務の全部又は一部が次の各号に掲げる場合における災害応急業務等手当の額は、当該各号に定める額を、前項の規定による額（以下「基本額」という。）にそれぞれ加算した額とする。

一 日没時から日出時までの間に行われた場合 基本額の百分の五十に相当する額

二 管理者が特に危険であると認める区域で行われた場合 基本額の百分の百に相当する額

第十四条第三項中「有害物取扱手当及び用地取得等交渉業務手当」を「有害物取扱手当、用地取得等交渉業務手当及び災害応急業務等手当」に改める。

附則第五項第三号中「管理者が別に定めるもの」を「管理者が別に定めるもの（次号に掲げるものを除く。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四 看護補助業務に専ら従事する職員で管理者が別に定めるもの 五千八百円

附則に次の一項を加える。

（特定大規模災害に対処するための災害応急業務等手当の特例）

11 職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものに対処するため第十二条の三に掲げる業務に引き続き五日を下らない範囲内において管理者が定める期間以上従事した場合の災害応急業務等手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該業務に引き続き従事した日一日につき基本額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において管理者が定める額を加算した額とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の徳島県病院局職員給与規程の規定は、令和六年一月一日から適用する。ただし

し、改正後の附則第五項の規定は同年二月一日から適用する。

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の徳島県病院局職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。